

第六十二回 参議院沖繩及び北方問題に関する特別委員会会議録第二号

昭和四十四年十二月二日(火曜日)

午前十時二十五分開会

出席者は左のとおり。

委員長 山本茂一郎君
理事 伊藤 五郎君
源田 実君
鶴岡 哲夫君
渋谷 邦彦君
松下 正寿君

委員

河川 陽一君
中村喜四郎君
長谷川 仁君
増原 恵吉君
山本 利壽君
川村 清一君
小林 武君
沢田 政治君
春日 正一君
床次 徳二君
国務大臣 国務大臣

政府委員

総理府総務副長 鯨岡 兵輔君
官 食糧庁長官 森本 修君
事務局側 常任委員会専門員 瓜生 復男君

説明員

総理府特別地域連絡局参事官 加藤 泰守君

○継続調査要求に付した案件

○沖繩における産業の振興開発等に資するための琉球政府に対する米穀の売渡しについての特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(山本茂一郎君) ただいまから沖繩及び北方問題に関する特別委員会を開会いたします。この際、継続調査要求についておはかりいたします。

沖繩及び北方問題についての対策樹立に関する調査につきましては、閉会の場合においてもなお調査を継続することとし、本件の継続調査要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山本茂一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成及び提出の時期等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山本茂一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山本茂一郎君) 次に、

沖繩における産業の振興開発等に資するための琉球政府に対する米穀の売渡しについての特別措置に関する法律案を議題といたします。まず、政府より提案理由の説明を聴取いたします。

鯨岡総務副長官。

○政府委員(鯨岡兵輔君) ただいま議題となりました、沖繩における産業の振興開発等に資するための琉球政府に対する米穀の売渡しについての特別措置に関する法律案につきまして、提案理由及びその概要を御説明いたします。

この法律案は、沖繩が復帰するまでの間にける沖繩に対する経済援助の一環として、沖繩における産業の振興開発等に要する資金の確保に資するため、政府が琉球政府に対し、政府の所有する米穀を特別の条件により売り渡すことができるようにするための所要の事項を定めようとするものであります。

以下、この法律案の概要について申し上げます。沖繩の経済は、ここ数年米、米軍需要の増加、砂糖製造業等輸出産業の振興、日米両国政府の財政援助の増額等により、著しい成長を遂げつつあるものであります。その産業の基盤は必ずしも強固なものとは言えない状況にあります。

特に農業生産の基盤である農地につきましても、圃場が狭小かつ分散し、その整備が立ちおくれている実態にあります。また、沖繩の代表的な産業である砂糖製造業及びパイナップルかん詰製造業について申し上げますと、狭隘な地域に多数の体質の弱い企業が乱立しているため、製造コストも著しく高い状況にあります。したがって、産業の脆弱な構造を改善し、さらに沖繩に適する産業の開発を促し、もって沖繩経済の自主的発展を促進するためには、低利かつ長期の資金を供給する必要があります。

他方、沖繩における米穀の需給状況を見ますと、島内で生産される米穀は需要量の一割程度であり、残りの九割は輸入に依存している実情にあります。

以上申し述べた実情にかんがみまして、この際、この法律案において、沖繩に対する経済援助の一環として政府が所有している米穀を、沖繩における米穀の消費者価格を参酌して定める価格により、担保の提供を免除し、無利子で、かつ、三

年以内の据え置き期間を含む二十年以内の年賦払いとする条件で琉球政府に売り渡し、同政府が、その米穀の売り渡し代金を積み立てて、沖繩の産業の基盤の整備等のために使用することとしたしております。

なお、この法律案に基づき琉球政府に米穀を売り渡すことにより、食糧管理特別会計に生ずる損失を補てんするため、同会計の国内米管理勘定に、一般会計から繰り入れ金を行なうことができることとしたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(山本茂一郎君) 以上で政府からの説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は、順次御発言を願います。

○鶴岡哲夫君 琉球政府が、できるなら沖繩で輸入している米に相当するだけのものを希望しておったというふう聞いています。わが国ですが、実際はそれよりも非常に少ないもののようにありますが、これは附帯決議にもありますけれども、その希望に沿うように前進していくものかどうか、あるいはそれについて何か障害があるのかどうか、そういう点についてお尋ねいたします。

○政府委員(鯨岡兵輔君) 申し上げますように、約九万トンくらい琉球では消費いたします。一万トンだけが琉球でできるものであります。したがって、八万トンくらいは不足するということになります。先生御指摘のように、できるだけ多くというふうにならねばならぬことは、さういふことがないのです。ずっとカリフォルニア米その他豪州等から輸入をいたしておりますので、その商社等の仕事は全然なくなってしまうという関係もあるら

しく、琉球政府のほうでも、多くは望むのだけれどもそれらのことを勘案してというような向きもありまして、かたがた、二万トンないし三万トンというところでありますが、われわれは三万トンの線を堅持してことは実施したいというふうな意図は全くわれわれも同感でありますので、その線から進んでいきたい、こう考えている次第であります。

○鶴岡哲夫君 けつこうです。

○渋谷邦彦君 まず、基本的な問題として総理府にお尋ねするのですが、いまの趣旨説明にございましたように、政府としても従来経済援助の一環として農業振興のために努力をしてこられたようでありまして、現状としては必ずしも前進的な方向に向いていない。しかも、いろいろな客観条件のこともございましょう。必ずしも米作に適しているかどうか、いろいろなそういうような問題もからんでいいると思うのでありますが、今後返還された暁において、政府当局としてはどのような基本的な方針を持ち、沖縄全域にわたる農業振興のための計画あるいはビジョンなりをお持ちになつていらっしゃるか、まずそれをお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(鯨岡兵輔君) ただいまの御指摘は、われわれの最も苦慮しているところであり、さらにこれからわれわれがやらなければならない重大な課題であることは申すまでもないことであります。提案理由の概要説明でもお話し申し上げましたように、沖縄の最も重要な産業は、パイナップルのかん詰め業並びにお砂糖であることは御承知のとおりであります。これがいづれも生産性がきわめて低いために、かん詰めは税金の面で、お砂糖は全部買い上げるといふようなことで先生方の御協力もいただき、これを援助していることは御承知のとおりであります。将来にわたって沖縄の経済全体を考えたときに、やはりこの二つの基幹産業はこれからも伸ばしていかなければならぬというふうに考えて、それに提案理

由の説明にもありましたように、たとえばお砂糖に例をとれば、小さな工場がそこらじゅうに分散しているという状態、そういうものをひとつやばり統合するというような面に進んでいかなければならぬのではないかと。あるいはサトウキビなんかも、もう少し農地が少なければいいけれども、増産ができるのではないかと。パイナップルなんかも、もっと大きなパイナップルができるのではないかと。そういうようなことを先般来鋭意検討を進めてまいりまして、そういう線ではこれからやっていきたい。特に沖縄を分けて、本島でない先島あるいは宮古、そういうようなところはその線に進んでいきたい。漁業の問題ももちろんありますが、ただいまの御質問は主として農業についての御質問だと思ひますので、われわれは、さきに決定をいたしました基本構想におきまして、そういう構想をやっているわけではございません。そのためには、何とかして力を尽くしていかねばならないのではないかと、そういうことのために多くの資金を要することであれば、それに対して全面的な援助をすることがこの目的を完遂するゆえんではないかと、こんなふうなことを考えておるわけであります。もちろん、今度のお米のことを決定していただいても、この三万トンで約二十億と概算されますけれども、それでできるものではないと思ひます。あらゆる努力を払って、その他にも先生方の御協力をいただいて、そういう方針で今後進んでいきたい、こう考えておる次第であります。

○渋谷邦彦君 いまの問題は、返還後具体的な施策がとられるであろうと思ひますけれども、少なくとも国内における農業政策はいへんな失態を来たしておられます。少なくともお米の問題につきましても、そういうことを考えてみますと、今後沖縄の農業振興につきましても、非常に憂慮される一面がないとは言えない。いまも御説明がございましたように、当然砂糖あるいはパイナップル、これを基幹産業としてこれからも振興していきたい。そのほかにも米とか麦とか、そういう問題が

必然的に起こってくるわけですが、どだい土質が非常に悪い。いろいろなそういう悪条件が重なっておりますので、そういうことも十分考慮されて今後の方針という、その方針の一端を述べられたらどうかと私は思うのでありますけれども、そういう場合には、確かに砂糖あるいはパイナップル、われわれが考えても、ほとんどこれからは育ててもらいたい。しかし、その反面に、やはりその土地に適さないというものがかなり出てくると思うのであります。そういう場合の本土との流通というものをどういうふうな考えていらっしゃるのか、その辺をちょっとだけ。また、こまかいことについては次の国会ということもございまして、その点あたりをもう一度御説明いただければと思ひます。

○政府委員(鯨岡兵輔君) ただいまお砂糖並びにパイナップルについての御質問をさせていただきます。申し上げたわけですが、ただそれだけでいいというのではないわけでありまして、基本構想をさきに発表いたしましたところ、明らかに、沖縄に適用するところの何か農業はないかと。たとえば基本構想で明らかにしたところでは、経済が高度化してくれば、南方特有の植物——観葉植物といいますが、そういうものを愛好する人が本土の中にも相当出てくるでしょう。そういうことと必要を満たすための供給地にしようというように、お米も考えておるわけでありまして、何にいたしまして、一番いまわれわれの頭を悩ましておること、どなたに聞いてもまだ決定的なお答えのいただけないものは、しこうしてそれしかないと思ひます。その中で、それに全力をあげようとしておること、このパイナップルをもう少し育成してもっと大きな実をつくらせて、そして国際市場で競争のできるようなパイナップルかん詰め工業にしていこうということ、それからサトウキビなんかも、いま御指摘のように、土地が非常に悪くございまして、その土地を耕地整理その他、水がうまくいくようにして、そしてサトウキビの増産をはかっているところ。それから工場等を整備することは先ほ

ど申し上げたとおりであります。

それからもう一つ、非常に希望が持てるのではないかと。それ、われわれがいまも手をつけて、沖縄の主として先島、宮古方面の方々に御協力をいただいて意欲的にやっている仕事に畜産があります。この畜産はお乳をしぼる牛ではなしに、食肉の畜産であります。経済が高度化してまいりますと、やはり豚肉、鳥肉よりは牛の肉を食べることが非常に多くなつてまいりますので、本土における需要を満たす供給地として畜産を大いに振興させてみよう。それには牧草の問題が非常にあります。この牧草を、もつと牧草を育てなきゃならぬ。それにはやっぱり土地を直していかなければなりません。そういう大きな問題があるのです。それら一切ひくるめて、これから計画的に実行していこう、こう考えているわけであり

ます。

○渋谷邦彦君 次に、今度沖縄に供給される米の種類——と申し上げたほうがいいのかどうか、いま本土でも古米、古古米が相当量残っているわけでありまして、新米を出されるのか、古米を出されるのか、古古米を出されるのか、そこらあたりどうなんですか。

○政府委員(森本修君) 沖縄に売ります米の品質はまだ具体的にはきめておりませんけれども、沖縄と本土との関係、また、初めての沖縄に対する米の積み出しであるといったようなことを考えまして、少なくとも私どもとしては、本土の消費者が現在供給によつて受けております品質と同等のものは十分確保したいという考えでございます。具体的にいま新・古米の比率についてのお尋ねがございましたが、現在内地におきましては新・古米の比率は五〇％・五〇％というふうな形で配給をいたしております。将来は多少新米の比率を引き上げていく、そういう計画になっておりますから、きょうな本土における配給米の比率を十分確保するような形で沖縄に供給していきたいというふうに考えております。

○渋谷邦彦君 それも本土並みということになる

んでしょうけれども、「当初は」といういまちよつと気になるような話があったんですけれどもね。実際にいこうと見た目には最初わからない。実際に食べてみて初めてこれは古米、あるいは古古米、ちょっと古くさいという、本能的な感覚でそれを選別するというようなことを考えますと、時間の経過とともに日本にもだいたい古米がだぶついているから、多少はけ口をつくらないと財政的にも困っちゃうというようなことはなさらないでしようね。

○政府委員(森本修君) 先ほど申し上げましたように、できるだけ沖繩に出しますところの米は、品質上の管理あるいは種類等については十分よく注意をいたしまして、間違いないようにいたしたいというふうに考えております。

○渋谷邦彦君 それから価格の問題ですけれども、前国会でも若干この問題に触れての質疑が行なわれたことを記憶しておりますが、現在本土における消費者米価——トントン当たり四百十九ドルでございまして、ところが島産米はトントン当たり二百六十ドル、また米国産も二百六十ドルと相当の開きがあるわけですね。これが現状としてはこのままでいくんだらうと思えますけれども、将来返還された場合にどうなるのか、この差額はどうなるのか、どういふ価格で売り渡しができるのか。絶対量がとにかく足りないわけですから、当然日本から米が沖繩へ行くであろうと、こういうふうな判断されるわけでございますが、その場合どうなりますか。

○政府委員(鯨岡兵輔君) 御指摘のとおり、われわれが食べているお米と沖繩の人たちが食べているお米、すなわち消費者米価を比較いたしますと、向こうが一〇〇としてわれわれは一五〇ないし一六〇ぐらいのそういう安いお米を食べているわけでありまして、そこで、沖繩の産米はそういうことかといえ、沖繩の産米は決して安くはないのです、輸入米が安いのですから、それとバランスをとって同じ値段でやっているわけでありまして、そこへ今度こちらからお米を向こうへ出すわけ

ありますから、そのお米は当然沖繩の県民は今までと同じ値段で買取るわけでありまして、そうすると、こちらのお米は高うございまして、その差額がだんだんと積み立てられてくるわけでありまして、その差額の返還というものは、施政権の返還になったあとにそれは全体と勘案して決定をするということになっておりますが、こまかい価格の問題につきましては、加藤参事官がおりますから、加藤参事官からお答えいたさせます。

○説明員(加藤泰守君) お尋ねの点は、本土に復帰した後米価をどうするか、こういうことだと思っておりますが、その点につきましては本土と沖繩の一体化施策をいろいろの面において行なっているわけでございますので、そういう一体化施策との関連におきまして、沖繩の住民が急激な生活上の変化を生じないような措置を何らかの形でとらなければならぬというふうに考えておりますので、そういう面の一環として考えていきたいというふうに思っております。

○渋谷邦彦君 非常にあいまいなんですけれども、やっぱりこういう機会に、沖繩の返還を通じて経済援助が今後どうあるべきかということが非常に焦点になっているやきに、あいまいな答弁だと非常に落胆するだらうと思うんですね、沖繩島民は、経済援助の一環として、沖繩の経済の安定が期せられるまで従来どおり米国産の米価にするのか、あるいは本土並みにするの、あるいはその中間的な価格にするのか、そこあたりもまだこれから検討の段階でございましょうか。

○政府委員(森本修君) 沖繩と本土とは、御案内のように、食糧の管理制度自体相当形態が変わっております。また御指摘のように、価格水準もかなり大きな開きがあるということで、もちろん、今後沖繩復帰の準備といたしまして、いかようにこれらの一体化をはかっていくかということ、慎重に検討をいたしたいというふうに思っておりますが、いづれにいたしましても、急激に沖繩の住民の生活に大きな影響を与えるということは問題であるかと思っておりますので、さようなことを

よく配慮しながら一体化の施策を十分ひとつとらせていただきたいと思います。

○春日正一君 米の数量の問題をお聞きするつもりだったんですけれども、前に質問があったんで略しますが、今度は値段というか、償還の問題ですけれども、これを読んでみますと、支払条件を、無担保、無利子で二十年以内の年賦払い、三年以内の据置き期間を含むと、こうなっているわけですから、この表題にも見られるように、「沖繩の産業の振興」ということが目的でやるならば、そして、しかもこれから返ってくる、返ってきてから月賦で払えというようなことではなくて、もっとも援助しなければならぬものがあるわけですから、当然これは無償にして、そして本土としての誠意といえますか、気持ちをもっとはつきり出してやるということがあたりまえなんじゃないだらうか。韓国に対する米の条件を見て、むしろ、あれは十年間据置きですか、それから二十年の年賦払いですか、韓国に対する条件のほうがよさそうな感じを受ける。そうすると、沖繩県民というものは、戦後二十五年間、これから先まだ何年間かある。ずいぶん苦勞もかけてきて、そのために産業がおくれたということを考えるならば、当然無償というようにしてやるべきとがあたりまえだし、また、そのくらいしてやると、そういう本土の気持ちも通じていくというものが、じゃないだらうか。何か無償にならぬものだらうか、そう思うのですけれども、どうですか、この点。

○政府委員(鯨岡兵輔君) 韓国との扱いの問題につきましましては、食糧庁が見えておりますから、食糧庁のほうから考え方を述べたいたくとして、本土のお米を向こうへやっつてそのお金を約二十億円ぐらい——三万トンと勘定して——使わせるということは、一般の援助とは全然違います。財政融資と全然違います。これは中に含めるといふあれもあつた、なかなか財政的に容易ではないですから、ところが、これは全然別途やられたわけでございますから、ですから、ただにしま

えと言つても、一般の今度予算要求をしたところが三百八十六億ですが、三百八十六億の中に組み入れられてないものでございます。まあ、そういう言い方は間違っておりますけれども、すぐに適当なことが見つかりませんから使うのですが、どうせよ、そから買ってくるものならその金をすぐ払わなければならぬ。それを、本土からよこして、そうしてその金を向こうで使うようになったらいいでしょうという意味でございまして、御了解いただきたいと思ひます。

○春日正一君 簡単に一言言わしていただければ、これでも、現地に安い値段で売るので、差額はこれで食費会計に入るとなつております。つまり、その全額を国庫に入るとすれば法的には何も困難はないのじゃないかと思うのです。だからそれはできない相談ではない。その点は、今後も続くことですから、考えておいてほしいと思ひます。

それからもう一つ、売り上げ金の使途ですね。これも「産業の振興」ということで、ここに、「政令で定める琉球政府の特別会計又は琉球政府の立法により設立された政令で定める法人に対し、農業生産の基盤の整備及び開発のための資金、砂糖製造業等農産加工工業の企業構造の高度化のための資金、水資源の開発及び利用の合理化のための資金その他政令で定める産業の振興開発等のための資金」というふうになつて、かなり大事なものが含まれているわけですから、一応限定されているというふうでございますけれども、琉球政府の意向なんかを聞いてみても、やはり現地のこまかいことをいろいろ配慮して琉球政府の産業計画ということを考えれば、あれにも出した、これにも出したというものは当然であるのだし、だから、この資金の使い道というものはやはり琉球政府の自主性にまかせるといふようなことにしたほうがより効果的に使えるのじゃないか、こういうふう

思うのですが、それをやる考えはないですか。

○政府委員(鯨岡兵輔君) それは御趣旨にそなへては、それなりのことだと思ひます。ただ、貸付金

でございますから、完全にはずして、どうぞお使いくださいというわけにはまいりません。そこで一応御指摘のようなどころに向けて、これも琉球政府と十分折衝を重ねた結果そういうようにいたしましたものでございます。それから、そういうワク内で琉球政府がこれからいろいろ考えることについては、これは十分考えていくつもりでございます。どれもこれもワクをはめて、これ以上はいけないとか、そういうことではないことを御了承いただきしたいと思います。

○春日正一君 もう一つ簡単なことですが、この法律はこの前六十一国会で通すというところでお出しになって、ああいう経過で通らなくて今になったのですが、今年度分の三万トンですか、これの向こうへの引き渡しというようにすることについてはスムーズにいくなつておりますか。その点心配ありませんか。

○説明員(加藤泰守君) その点につきましては、現在琉球政府が二月までの米は確保しておりますので、その後、すなわち三月以降のものとして、いづうしたらいいかということ、琉球政府とも具体的に検討した結果、まあ、一月になって大体的な案をつくれれば三月までには十分間に合うということでございますので、この法案を通していただければ、直ちにその作業に入るといふことになるわけでございます。それで目的は達するわけでございます。

○委員長(山本茂一郎君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山本茂一郎君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

別に御意見もないようでございますが、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山本茂一郎君) 御異議ないものと認め

めます。

それでは、これより採決に入ります。

沖繩における産業の振興開発等に資するための琉球政府に対する米穀の売渡しについての特別措置に関する法律案

を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山本茂一郎君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○鶴岡哲夫君 私は、ただいま可決すべきものと決定されました。沖繩における産業の振興開発等に資するための琉球政府に対する米穀の売渡しについての特別措置に関する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党の四派共同の附帯決議案を提出いたします。

趣旨説明は省略させていただきます。案文を朗読いたします。

沖繩における産業の振興開発等に資するための琉球政府に対する米穀の売渡しについての特別措置に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、沖繩における産業経済の近代化及び合理化に寄与できるよう本法の積極的な運用を期するとともに、とくに左記事項の実現を図るべきである。

一、米穀の売渡し量の決定にあつては、本法にかゝる産業の振興開発等に関する計画を勘案し、できるだけ琉球政府の希望にそつう努力すること。

二、本法による援助とは別に、沖繩に対する従来からの財政援助を強化し、もつて沖繩の社会経済の円滑な発展に資すること。

以上であります。何とぞ御賛成くださるようお願いいたします。

○委員長(山本茂一郎君) ただいま鶴岡君から提出されました附帯決議案を議題にいたします。

鶴岡君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山本茂一郎君) 全会一致と認めます。よって、鶴岡君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し床次総理府総務長官から発言を求められておりますので、この際、これを許します。

床次総務長官。

○国務大臣(床次徳二君) 政府といたしましては、ただいまの附帯決議の趣旨を十分尊重の上、本件に対処していく所存でございます。

○委員長(山本茂一郎君) なお、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと思はれますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山本茂一郎君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時五十九分散会

十二月一日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は同日)

一、沖繩における産業の振興開発等に資するための琉球政府に対する米穀の売渡しについての特別措置に関する法律案

沖繩における産業の振興開発等に資するための琉球政府に対する米穀の売渡しについての特別措置に関する法律案

沖繩における産業の振興開発等に資するための琉球政府に対する米穀の売渡しについての特別措置に関する法律案

政府は、沖繩(沖繩県の区域とされていた地域をいう。以下同じ。)が復帰するまでの間における沖繩に対する経済援助の一環として、沖繩におけ

る産業の振興開発等に要する資金の確保に資するため、琉球政府に対し、その要請に基づき、米穀を次に掲げる条件により売り渡すことができる。ただし、琉球政府が、その売渡しに係る米穀を売り渡して得た代金を積み立て、その積立金を、政令で定める琉球政府の特別会計又は琉球政府の立法により設立された政令で定める法人に対し、農業生産の基盤の整備及び開発のための資金、砂糖製造業等農産加工業の企業構造の高度化のための資金、水資源の開発及び利用の合理化のための資金その他政令で定める産業の振興開発等のための資金(これらの資金の貸付けの財源に充てるための資金を含む。)として貸し付けるための措置を定めた場合に限る。

一 売渡しの価格を政府が沖繩における米穀の消費者価格を参照して定める価格とすること。

二 売渡しの対価の支払条件を、担保の提供を免除し、かつ、利息を附さないで支払期間二十年以内(三年以内の据置期間を含む。)の年賦支払の方法によるものとすること。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

附則第五項の次に次の一項を加える。

政府は、当分の内沖繩における産業の振興開発等に資するための琉球政府に対する米穀の売渡しについての特別措置に関する法律(昭和四十四年法律第 号)ノ規定ニ依ル米穀ノ売渡しニ因リ生ズル損失ヲ補填スル為予算ニ定ムル金額ノ範囲内ニ於テ一般会計ヨリ本会計ノ国内米管理勘定ニ繰入金ヲ為スコトヲ得